

成熟市民社会型企業法制の創造

—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society

- Restructuring Legal Systems of Corporation,

Finance and Capital Market, and Asian Challenges -

ようやく新緑が映える時節となりました。去る3月11日に発生した東日本大震災では、未曾有の甚大な被害が発生し、いまなお厳しい状況が続いております。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

平成22年度実績報告

＜教育研究拠点形成実績の概要＞

我々の拠点は、完全独立系の法理論形成、法政策論形成の格別貴重な総合研究所として、その社会的認知度がきわめて高くなっている。近時の海外関係企画を通じて、我々の機関の存在は海外にとっても不可欠の存在となりつつある。本拠点では、定期的開催される地道な研究会が多数活発に展開しており、内外の重要なシンポジウムも多数開催され、日本の法制度論の展開にとってなくてはならない存在となっている。新しい理論の創造という観点からの成果はきわめて多彩であり、基礎法学は企業法制と市民社会論という最重要テーマについて豊かな成果を獲得しており、憲法学は経済体制や企業との関係で新しい視点を捉えている。労働法学は企業法学との内的な繋がりを確固たるものとしつつあり、刑事法学も企業法制を正面から研究対象として十分な成果を上げている。こうした成果はもとより企業法学・資本市場法制の考え方の転換を同時に意味している。まさに、本拠点の形成が日本の法律学に新しい血を注ぎ込んでいると考えている。これらの成果は本拠点の理念が各法分野に共有されたことに基づく成果であることは間違いない。

企業法制の基本理念は時代とともにその根幹からの転換が必要な分野である。経済の混乱期の取締り中心の発想は、市場や関係業者の保護・育成へと転換し、さらには市場メカニズムを生かす規制のあり方へと変化する。ここでは理系における基礎数学のように、まずは、若手は教育中心で、それから研究へという段階を踏むことが不可能な分野である。本拠点では、旺盛な研究活動に若手研究者が常に従事することで、研究と教育が同時進行的に一体として実施されている。特に法科大学院経由で博士後期課程に行けばよ

いという発想が主流であった法律学の分野で、若手研究者養成は著しく衰退しているが、その中であって本拠点の若手研究者養成に対する貢献には特筆に値するものがある。1年生段階で14名ほどの学生が研究者を目指すという状況も出現している。若手研究者の就職状況は非常に好調であり、多くの人材の供給源となっている。

21世紀COEの時から刊行している紀要はすでに2011年3月末の段階で28号を数えている。21世紀COE叢書全8巻に蓄積された知見と一体となって、本拠点の研究成果の豊かさを物語っている。メルマガ登録者は1万人を超えており、ニュースレターも日本語版、英語版が10号を数え、知財のニュースレターも26号となっている。高い評価を受けている知財英文判例データベースにおける判例数は欧州と日本も含めて2844件数に達しており(2011年3月末)、世界中の知財関係者にとって早稲田がきわめて重要な窓口となっている。

＜教育研究拠点形成に係る成果＞

本拠点のもっとも重要な研究成果は、法分野横断的研究による、新しい法理論の創造にあり、その点できわめて多くの成果が上がっている。その成果は既に28号を数える機関誌において公表されている。特筆されるべきは、そうした研究活動に従事する若手研究者の成長であり、その成果は大学院教育においても十二分に生かされている。

第一に、本拠点が議論の中心をなしてきた「公開会社法」をめぐる議論は、法制審議会会社法制部会において、事実上多面的に取り上げられ、かつ強く意識されている。近時金融商品取引法第一条の目的規定に資本市場の機能の確保と公正な価格形成の確保が謳われたことは我々の拠点の発想がそのまま実現されたものであったが、それに対応する資本市場を真に活用するための会社法制を検討することは



もはや避けて通れない課題となっている。第二に、従来よりアメリカ点張りであった企業買収ルールへの関心が、一気に欧州ルールへの関心へと大転換しつつあるが、これも我々が先鞭をつけてきた問題意識である。この間に、英国M&A 制度研究会、ヨーロッパM&A法制研究会が組織され、詳細な報告書が提出されている。第三に、企業犯罪の防止や制裁システムに関する国際アンケート調査を踏まえた研究は最終段階を迎えてきており、国際的な強い関心が寄せられている。第四に、労働法と社会保障法の統合を目指す新しい社会法の構想は広く注目を集めつつある、金融危機をきっかけに我々の貧困法への問題意識は、その反面における企業法制のあり方を問いかけるものとなっている。第五に、我々が中心になって構想してきた「アジア域内プロボンド市場」構想は、政府の新成長戦略にも取り入れられ、東証AIM を活用した市場が具体的に発足する状況となっている。この構想はASEAN+3 を巻き込んだ大きな構想となりつつある。この構想の中心に日本が、とりわけ早稲田が存在することについては、我々の問題意識である比較法の総合力そして日本の法律学の力に負うところが大きい。そうした発想の発信源となっているのが本拠点である。4 月末に北京で行われた日中韓三カ国の規制当局を巻き込んだシンポジウムでは、これを共催した本拠点の役割に大きな期待が寄せられている。本件はユーロ市場に対応するアジア債券市場の形成、さらには制度の根幹をなす民事法等の共通化にまで展開する可能性を秘めている。なお、これも本拠点が提案し実現を見た金融ADR 法について、中国証券監督管理委員会より特に説明と意見交換の機会が求められたが、こうしたことが気軽に実現するもの、彼らと本拠点との長年にわたる協定に基づく友好的関係が基礎となっている。

また、知財英文判例データベースは、アジアから欧州・日本判例に及び、既に2844 件に達している。

【平成22年度の主な講演会・シンポジウム】

- シンポジウム「医療行為・製薬イノベーションをめぐる法律問題：欧米最新動向」（2010年6月26日）
- 旧社会主義圏諸国における法と社会 — 比較法視座による現状分析（第1回～第4回）（早稲田大学比較法研究所との共催）
- 国際知的財産戦略セミナー「米国特許訴訟最新動向—ビルスキー最高裁判決の影響と不正行為をめぐる大法院審理」（2010年7月9日）
- 監査における懐疑主義 セミナー（2010年7月24・25日）
- 国際シンポジウム「欧州における環境損害と団体訴訟」（2010年8月6日）

- 社会法研究会「成熟市民社会における生活保障のあり方—雇用・社会保障と社会法の将来像—」（2010年9月4日）
- シンポジウム「憲法・不法行為法・環境法の断面」（2010年9月5日）
- ＜緊急企画英国金融規制改革セミナー—再び、マケルダウニー教授を迎えて—（2010年9月22日）
- 日独 科学・イノベーションフォーラム2010 Workshop 1「国際競争と知的財産戦略：情報化時代に対応した日本及びドイツの知的財産保護政策とは？」（2010年10月6日）
- 2010 年度秋学期JASRAC 寄付講座・著作権法特殊講義「著作権侵害をめぐる喫緊の研究課題」（第1回～第8回）（早稲田大学法務研究科主催）
- 旧社会主義圏諸国における法と社会(II) — 1956 年と現代／世界史的転回点とその帰結（第1回～第3回）（早稲田大学比較法研究所との共催）
- 企画講演会「ヨーロッパ消費者法の最近の動向」（2010年11月6日）
- シンポジウム「英米の金融制度改革を検証する—日本はどのように受け止めるべきか—」（2010年11月15日）
- 『アジア・東京 債券市場創設フォーラム』～アジアと日本の金融資本市場の発展のために～（2010年11月16日）
- 公開シンポジウム「監査上の懐疑主義と循環取引—財務諸表監査と内部統制との関連において—」（2010年12月17日）
- 英国金融制度改革セミナー「英国の金融制度改革の現状とコーポレート・ガバナンス—現場からの最新情報—」（2011年1月13日）
- 国際シンポジウム「労働者の貧困と社会法の役割—労働法と社会保障法の交錯—」（2011年1月15日）
- 韓国債券市場セミナー [第2回 日・韓AMBF(アセアン+3債券マーケットフォーラム)関連会合]（2011年1月17日）
- Stephen A. Zeff 教授(Rice University)の会計講演（2011年1月20日）
- 知的財産法・国際私法シンポジウム「知的財産権に関する国際私法原則—日韓共同提案を中心に—」（2011年1月29・30日）
- RIETI-早稲田大学G-COE 共催シンポジウム 日本の企業システムの進化：危機後の企業統治の再設計に向けて（2011年3月7日）

このほかにも、「憲法と経済秩序」研究会、商法研究会、刑事法研究会などをはじめとし、各研究企画グループによる研究会が開催され、地道な研究成果を重ねている。

活動報告

衆議院予算委員会公聴会公述人意見陳述

2011年2月22日に開催された衆議院予算委員会公聴会の公述人として、本GCOE 総合研究所専任の犬飼重仁法学学術院教授が、平成23年度予算案に位置づけられている新成長戦略に関して、金融関係を中心に、意見陳述を行いました。内容は、衆議院TV および衆議院のHP からご覧いただくことができますが、その内容を、補足の情報とともに、本研究所HP に公開しておりますので、ご参照ください。

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/report48.html>

亜洲（中韓日）金融資本市場法制化研究国際討論会 China-Korea-Japan Trilateral Asian Capital Markets Law Seminar

2011年4月30日に、北京において、中韓日の3か国の関係者に参集いただき、アジア域内の規制監督と域内プロ向け市場のあり方をテーマに、国際討論会を開催しました（早稲田大学GCOE 主催、中国国务院発展研究センターアジアアフリカ発展研究所及び東京証券取引所グループの共催）。これは、2008年11月の北京金融会議、2009年の1月と7月にそれぞれ東京とソウルにおいて実施したGCOE主導によるアジア資本市場法規制をテーマとする国際フォーラムの継続的活動として行なったものです。

日本、中国、韓国より自主参加の方々を含めて60名の方々に参加いただき、充実した討議が行われました。

今回東京証券取引所グループ（TOKYO AIM 取引所）が発表を行なった東京プロボンドマーケットの創設は、2010年の早稲田大学GCOE の提言に基づくものであり、2011年5月17日に、プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」の規程・規則について、金融庁から認可を取得し、制度を発表したところです。



詳しいレポートは、本研究所のHP をご覧ください。

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/report49.html>

季刊 『企業と法創造』 発行

季刊 企業と法創造「特集・アジアと日本の法」（通巻第二十四号）、「特集・金融制度改革」（通巻第二十五号）、「特集・エクイティなき信託」（通巻第二十六号）、「特集・憲法と経済秩序Ⅱ」（通巻第二十七号）、「特集・知的財産法制研究Ⅵ」（通巻第二十八号）が発刊されました。本ニュースレターでは、二十四、二十五、二十六号の見出しを紹介いたします。内容については、本研究所のホームページでも閲覧できます。

特集 アジアと日本の法（通巻第二十四号）

巻頭言

廃棄物処理？としての事業仕分け 上村達男
第1部 日韓比較・国際知的財産法研究(6)
日韓比較・国際知的財産法研究(6) 木柵照一
知的財産権に関する国際私法原則の一般規定—2009年
『知的財産権に関する国際私法原則』に関する日韓共同研究会— 野村美明

国際知的財産訴訟原則の一般規定

—日本側の2009年7月26日の修正案に対する韓国の立場としての検討— 盧 泰嶽

知的財産関係事件の国際裁判管轄

—日本側修正案（Ver.2）— 中野俊一郎

知的財産権に関する国際裁判管轄の原則

—韓国案と日本の修正案の差異を中心に— 李 聖昊

国際知的財産法原則・準拠法・修正案検討メモ 木柵照一

日本側の2009年国際知的財産法原則案のうち準拠法の部分に対する意見 石 光現

知的財産関係事件における外国判決の承認・執行 中野俊一郎

知的財産関係事件における外国裁判の承認及び執行の共同提案 李 圭鎬

資料

知的財産権に関する国際私法原則（日本案）

2009年7月26日版

国際知的財産訴訟に関する原則（韓国案）

（2009年3月26日の韓国国際私法学会で承認されたもの）

知的財産権に関する国際私法原則（日韓共同提案原案）

2010年8月21日版

第2部 日中海法共同研究会講演

第1回 日中海法共同研究会（1）

中国におけるサレンダーB/Lの法的問題

蔣 躍川・（訳）張 秀娟

第1回 日中海法共同研究会（2）

中国海上物品運送法上の保証状の効力およびその法的責任

単 紅軍・（訳）張 秀娟

第3部 ドイツ企業買収法をめぐる諸問題

研究会記録

ドイツ企業買収法をめぐる諸問題～マックスプランク研究所にて

Harald Baum・Christoph Kumpan・

Felix Steffek・渡辺宏之

ドイツにおける企業買収の実相～M&A 弁護士との対話

Joachim von Falkenhausen・Dirk Kocher・渡辺宏之

第4部 知的財産シンポジウム

知的財産シンポジウム 文と理, 対峙から協働へ—文理融合型知的財産の活用方法を探る—

高林 龍・中村修二・熊倉禎男・朝日 透・逢坂哲彌・小泉直樹

第5部 個別論文・翻訳

中国における「単位犯罪」の範囲

—比較法的視座からの一考察— 周 振傑

環境汚染に対する企業及び個人の刑事責任 趙 炳宣
(訳) 芥川正洋

アメリカのパレンス・パトリエ訴訟に関する一考察

—環境法の視点から— 飯泉明子

GCOE 通信 金 知萬・飯泉明子・芥川正洋

「特集・金融制度改革」(通巻第二十五号)

巻頭言

我が国が金融戦略[金融市場のビジョン]を持つことの重要性 犬飼重仁

第1部 シンポジウム

英米の金融制度改革を検証する

—日本はどのように受け止めるべきか—

上村達男・河村賢治・坂東洋行・渡辺宏之・若林泰伸・池尾和人・黒沼悦郎・松尾直彦

第2部 基本権の保護と憲法, 不法行為法, 環境法の断面
早稲田大学グローバルCOE シンポジウム

憲法・不法行為法・環境法の断面 大塚 直

基本法による権利の保障と不法行為法の再構成 山本敬三

基本権保護義務と不法行為法制度—山本説に対する憲法学説の一反応 松本和彦

山本説に対するコメント—憲法・不法行為法・環境法の断面 大塚 直

不法行為法の課題—山本理論の, その先にあるもの 水野 謙

第3部 日韓比較・国際知的財産法研究(7)

日韓比較・国際知的財産法研究(7) 木棚照一

「知的財産権に関する国際私法原則」

(日韓共同提案原案, 2010年8月21日版)の概括的論評 崔公雄

知的財産権に関する国際私法原則(日韓共同提案原案)

2010年8月21日版の解説

「知的財産権に関する国際私法原則」(日韓共同提案原案, 2010年8月21日版)に対する討論(2010年9月の韓国ソウル大学における研究会)のまとめ 木棚照一・金知萬

資料

知的財産権に関する国際私法原則(日韓共同提案)

2010年10月14日版

第4部 日中海法共同研究会講演

第3回 日中海法共同研究会(5)

中国における船荷証券の記載の効力 王 欣・(訳) 張秀娟

第3回 日中海法共同研究会(6)

備船契約中の条項の船荷証券への撰取に関する問題点

—中国の立法および司法実務の視点から—

郭 萍・(訳) 張秀娟

第5部 個別論文

中国における「国家機関」の刑事責任

—現在の論争と限定論の提唱— 周振傑

「キャリア権」と人的資源管理—高齢者雇用を中心に—

吉澤昭人

GCOE 通信 周振傑・張秀娟・吉澤昭人

「特集・エクイティなき信託」(通巻第二十六号)

巻頭言

自衛隊は暴力装置ではない? 上村達男

第1部 エクイティなき信託(Special Article: Trusts without Equity)

「特集:エクイティなき信託」について(Introduction to the Special Article) 渡辺宏之

信託の本質と「財産」概念の多義性(Interview with Paul Matthews by Hiroyuki Watanabe, about the Essence of the Trust and the Ambiguity of the notion of

“Property”) Paul Matthews/渡辺宏之

「欧州信託法の基本原理」と「Protective Fund に関する

EU 指令案」(Interview with Kenneth Reid by Hiroyuki

Watanabe, about the “Principles of European Trust Law”

and the “Draft Directive on Protective Funds”)

Kenneth Reid/渡辺宏之

Protective Fund に関するEU 指令案(序)(Introduction: Draft Directive on Protective Funds)

Draft Directive on Protective Funds(英語原文)

(Original Draft of the Directive on Protective Funds)

Protective Fund に関するEU 指令案(日本語翻訳)

(Japanese Translation of the Draft Directive on

Protective Funds) (翻訳) 渡辺宏之

解説 Protective Fund 指令案について(Japanese

Commentary to the Draft Directive on Protective Funds)

渡辺宏之

資料 Japanese Law Translation

英訳 信託法(Trust Act of 2006 in Japan)

英訳 信託業法(Trust Business Act of 2004 in Japan)

資料 Conference Program

世界信託法会議(Conference on “The World of the Trust” in Montreal, September 2010)

第2部 日中海法共同研究会(The Fifth Japan-China Maritime Law Joint Seminar)

第5回 日中海法共同研究会(9)

中国法における運送人の堪航能力注意義務と運送人の責任

(The Obligation of Seaworthiness of the Carrier and the Relevant Liability Under Chinese Law)

朱作賢・(訳) 朴 鑫

第5回 日中海法共同研究会(10)

中国法における運送人の免責事由

(Carrier’s Exemption under Chinese Law)

于詩卉・(訳) 李 剛

第3部 個別論文(Articles)

中国の保険法改正における重要な問題点に関する研究

(Research on Important Issues of the Revised Insurance Law in China)

王 萍

会社の権利能力に関する再考—中国会社法第15, 16 条を中心に(Textual Research on the Legal Capacity of

Company in China)

陳景善

GCOE 通信 韓敬新・李森・李敏

Symposium & Seminar

本研究所では多くの研究会・シンポジウムが随時開催されており、ここではその一部をご紹介します。



■金融ADR オンブズマンフォーラムイン東京 (2011/2/3 開催)

早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所、同大学比較法学総合研究所、NPO 法人日本メディエーションセンターは、2011年2月3日、早稲田大学国際会議場において、「金融ADR オンブズマンフォーラムイン東京」を開催しました。

昨年10月にスタートした金融ADR 法を受けて、行政監督機関である金融庁の担当課長、国内の指定紛争解決機関[金融ADR 機関]の関係者に加え、関係団体、研究者、そして英国金融オンブズマンの元トップを招き、今後の我が国の金融ADR 機関のあり方・改善点等について、前向きの具体的な議論を深めるとともに、その将来のあるべき姿のイメージについてのさらなる議論と、関係者間で共有すべき理念(プリンシプル)の意義も含めて、日本の金融ADR の将来について、貴重な議論が行われました。

招待講演者及びパネル参加者[敬称略]：

小野 尚 (金融庁総務企画局企画課長 兼 金融トラブル解決制度推進室長)

相澤直樹 (全国銀行協会 業務部長)

飯島一夫 (証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) センター長)

瀧下行夫 (一般社団法人保険オンブズマン専務理事)

田中圭子 (NPO 法人日本メディエーションセンター代表理事)

築瀬捨治 (長島・大野・常松法律事務所弁護士・金融ADR オンブズマン研究会会長・早稲田大学上級研究員兼客員教授)

ウォルター・メリックス (英国金融オンブズマンサービス (FOS) 前代表・チーフオンブズマン)

安藤信明 (司法書士・司法書士連合会理事)

詳しいレポート及び当日の配布資料についてご興味のある

方は是非本研究所ホームページをご覧ください。

レポート：

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activiy/report47.html>

当日配布資料：

http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activiy/20110203_shiryoy.pdf

■国際シンポジウム「IFRS アドプションの展望—US、カナダ、そして世界の実情」 (2011/2/3 開催)

【司会】

米山正樹 (早稲田大学商学大学院・大学院会学研究科教授)

【講演者】

Prof. Shyam Sunder (米国・イエール大学教授)

Prof. Karim Jamal (カナダ・アルバータ大学教授)

本シンポジウムは、早稲田会計研究センター主催、グローバルCOE『企業法制と法創造』総合研究所共催、早稲田大学産業経営研究所、早稲田大学会計研究所の共催により、国際財務報告基準書 (IFRS) の適用 (アドプション) に関する最新の状況について、報告して頂きました。

最初に、Prof. Shyam Sunder (米国・イエール大学教授)より「IFRSの独占：財務報告におけるハーメルンの笛吹き男(IFRS Monopoly: The Pied Piper of Financial Reporting)」をテーマに、続いて、Prof. Karim Jamal (カナダ・アルバータ大学教授)より、「カナダにおけるIFRSアドプションと最近の基準設定に関する見解(A Perspective on IFRS adoption in Canada and Current Standard Setting)」をテーマに、講演して頂きました。続くパネルディスカッションでは、両教授がパネリストとして、辻山栄子早稲田大学教授の司会で討論を行い、活発な議論が行われました。

■早稲田大学文理融合シンポジウム『法と医の協働による科学技術と社会の新たな秩序形成』 (2011/2/26 開催)

【司会】

逢坂哲彌(早稲田大学理工学術院教授)

朝日 透(早稲田大学理工学術院教授)

高林 龍(早稲田大学法学学術院教授)

【講演者】

金澤一郎(国際医療福祉大学大学院教授・日本学会会議会長)

淡路剛久(早稲田大学大学院法務研究科教授)

甲斐克則(早稲田大学大学院法務研究科教授)

浅野茂隆(早稲田大学先端科学・健康医療融合研究機構機構長)

笠貫 宏(早稲田大学理工学術院教授)
池田康夫(早稲田大学理工学術院教授)

本シンポジウムは、早稲田大学重点領域研究機構 知的財産拠点形成研究所 (Institute for Interdisciplinary Intellectual Property Study Forum ; IIPS Forum) 主催、早稲田大学先端科学・健康医療融合研究機構 (ASMeW)、早稲田大学GCOE 研究所知的財産法制研究センター (RCLIP) ほか共催により、わが国を代表する医学者、法学者に、適正な規制、国家政策、環境保全、生命倫理、レギュラトリーサイエンス、トランスレーショナルリサーチ、医学研究者養成など、それぞれのお立場でご講演をいただき、21世紀の医療システムの新展開について議論するべく、開催されました。

来賓の鈴木寛文部科学副大臣の挨拶に続き、金澤一郎教授による基調講演1「日本の医療と社会」が行われました。「医療崩壊」の問題を考察するためには、医療に関わる主体である「行政」「医師」「患者(国民)」に分けて検討するのが有益であるとし、それぞれの問題について解説されました。そして、医療に関わるこのような大所高所からの意見を発するには、医学部をもっていないリーディングアカデミアである早稲田大学がもっとも適切である旨、本学への期待を述べられました。

次に、淡路剛久教授による基調講演2「科学技術の進展と法の役割」が行われました。医療の世界でも、ハードローのみならず、ソフトロー(ガイドライン、指針など)が重要であって、どのような手法が用いられるべきかの探求においては、医学者と法学者の協働が求められているとし、継承可能で持続的な体系の構築を期待したい、と述べられました。

基調講演に引き続き、甲斐克則教授ら4名による講演が行われました。甲斐教授は、先端医療技術の研究開発と適正ルールの確立という課題を、医事法と生命倫理の観点から講演しました。続いて、浅野茂隆教授が「トランスレーショナルリサーチと先端医療技術開発システムの構築」について、笠貫宏教授からは「レギュラトリーサイエンスと先端医療システムの構築」について、最後に池田康夫教授から「我が国の医学の新しい潮流を担う医療人材育成システムの構築」についてそれぞれ講演が行われました。さらに詳細な内容については、知的財産法制研究センター発行のニューズレター27号をご覧ください(本内容は同ニューズレターからの抜粋となります)。

(<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/>)

また、本シンポジウムの映像は

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/20110226/> で視聴することができます。

■RIETI-早稲田大学G-COE 共催シンポジウム

日本の企業システムの進化：危機後の企業統治の再設計に向けて (2011/3/7 開催)

リーマンショック後の企業統治の再設計のためには、銀行危機以降、日本企業がいかなる要因によって、どの程度変化したのか、リーマンショックはこの日本企業の進化にどのようなインパクトを与えたのかを正確に理解する必要があります。RIETI「企業統治分析のフロンティア研究会」は、こうした問題意識から過去2年に渡って、銀行危機以降の企業統治に発生した変化を実証的に分析し、その成果は宮島英昭編『日本の企業統治：システムの進化と危機後の再設計』(東洋経済新報社)として公刊の予定です。この分析成果を広く公開して、現在進行中の会社法の議論に実証的角度から素材を提供する一方、法学者・実務家との間の対話を通じて、今後の企業統治の再設計の論点と今後の研究方向の示唆を得るべく、本分野で同様に研究を進めている早稲田大学G-COE との共催により本シンポジウムを開催しました。

開会挨拶：藤田 昌久 (RIETI 所長・CRO/甲南大学教授/京都大学経済研究所特任教授)

【報告】「日本企業システムの進化をいかにとらえるか」
宮島 英昭 (RIETI ファカルティフェロー/早稲田大学商学
学術院教授・グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研
究所副所長・高等研究所所長)

【パネルディスカッションⅠ：市場化の進展とその再検討】
モデレータ：宮島 英昭 (RIETI ファカルティフェロー/早稲
田大学商学学術院教授・グローバルCOE《企業法制と法創
造》総合研究所副所長・高等研究所所長)
パネリスト (五十音順)

小佐野 広 (京都大学経済研究所教授)

胥 鵬 (法政大学経済学部教授)

大杉 謙一 (中央大学法科大学院教授)

奈須野 太 (経済産業省経済産業政策局産業組織課長)

新田 敬祐 (ニッセイ基礎研究所主任研究員)

【パネルディスカッションⅡ：内部ガバナンスの革新】

モデレータ：宮島 英昭 教授

パネリスト (五十音順)

大杉 謙一 (中央大学法科大学院教授)

菊谷 達弥 (京都大学大学院公共政策連携研究部准教授)

齋藤 卓爾 (京都産業大学経済学部准教授)

広田 真一 (早稲田大学商学学術院教授)

松崎 裕之 (東京証券取引所上場部長)

【コメント・閉会の辞】

上村 達男 (早稲田大学法学学術院教授・早稲田大学グロ
ーバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所所長)

イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

■第3回文理融合シンポジウム「グローバルヘルスと知財戦略：障壁から投資誘因・活用へ」ー医療技術実用化オープンイノベーション促進のための法基盤整備の新展開ー

【日時】2010年6月4日 13:00~18:00

【場所】早稲田大学 戸山キャンパス36号館382教室

【概要】

米国では、公的・私的資金に支えられた各種の営利、非営利団体、大学等研究機関が、様々なグローバルヘルス関連研究開発・ヘルスケア等提供事業を展開し、ひとつの産業セクターを形成し、国際競争力維持に大きく貢献している。これに対し、日本では、世界有数の公的資金の投入にも拘わらず各種団体・機関の活動は米国に比べ格段に低い。その要因としては、多くの医療関係者が特許を障壁と考へ、投資誘因の手段として十分に活用していないこと、特許の活用により医療技術のオープンイノベーション促進させるための法制度基盤が確立されていないことが考えられる。本シンポジウムでは、2月のシンポジウムに引き続き、法と医の協働のもと、日米のグローバルヘルス営利・非営利機関で活動する研究者及び法曹関係者を講演者として、知的財産権活用の法基盤整備の新展開について議論する。

【プログラム】

開会挨拶：清水 敏 早稲田大学副総長

基調講演：「21世紀型パワーポリティクスとグローバルヘルス」
武見敬三（東海大学政治経済学部教授）

セッション1：障壁から投資誘因・活用への知財戦略：オープンイノベーション促進における我が国法制度基盤の見直し

司会：朝日 透（早稲田大学理工学術院教授）

「グローバルヘルス推進のための知財法整備と文理融合共同研究の必要性」
高林龍（早稲田大学教授）

『製薬ビジネス、ファイナンスの現状と知財戦略：新興市場と日本』
新阜秀朗（IPALPHA社 CEO）

『オープンイノベーションを実践するインテリクチュアル・ベンチャーズ社のビジネスモデルとグローバルヘルスケア分野での活動事例』
加藤幹之（インテリクチュアル・ベンチャーズ 日本総代表）

セッション2：障壁から投資誘因・活用への知財戦略：グローバルヘルス産業先進国からの報告と日本の現状

司会：竹中俊子（ワシントン大学ロースクール教授・CASRIP所長）

「開発途上国におけるグローバルヘルス推進のための製薬開発パートナーシップ：知財及び治験データアクセスをめぐる問題」

ダン・ラスター（PATH 法務部長 ワシントン大学ロースクール非常勤講師）

「グローバルヘルスにおける官民パートナーシップ」

勝間靖（早稲田大学国際学術院教授、グローバル・ヘルス研究所 所長）

パネルディスカッション

パネリスト：

ダン・ラスター（PATH 法務部長 ワシントン大学ロースクール非常勤講師）

勝間靖（早稲田大学国際学術院教授、グローバル・ヘルス研究所 所長）

加藤幹之（インテリクチュアル・ベンチャーズ 日本総代表）

新阜秀朗（IPALPHA社 CEO）

閉会挨拶 飯田香緒里 東京医科歯科大学准教授 産学連携推進本部 産学連携研究センター長

18:00～ 懇親会（大隈会館にて、参加費4000円）

【主催】早稲田大学 重点領域研究機構知的財産拠点形成研究所(IIIPs-Forum)

【共催】

東京医科歯科大学 産学連携推進本部

ワシントン大学ロースクール 先端知的財産研究センター (CASRIP)

早稲田大学

グローバル・ヘルス研究所

先端科学・健康医療融合研究機構 (ASMeW)

グローバル COE 「企業法制と法創造」総合研究所・知的財産法制研究センター (RCLIP)

グローバルCOE「実践的的化学知教育研究拠点」

欧州バイオメディカルサイエンス研究所

博士キャリアセンター

(同時通訳有(日本語・英語))

■特別セミナー（第九回）「独占禁止法の域外適用」

【日時】2011年6月11日 15:30~17:30

【場所】早稲田大学 8号館 3階会議室

【報告者】菅久修一氏（公正取引委員会事務局官房総務課長）

【テーマ】「公正取引委員会における企業結合規制の仕組みと考え方」

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

■コンプライアンスの現状と課題～企業コンプライアンスと法規制のゆくえ～

【日時】2011年6月25日13:00～17:00

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス8号館B102教室

【概要】

わが国の企業コンプライアンスの現状について、一部上場企業約2500社を対象に大規模アンケート（「企業のコンプライアンス等に関するアンケート調査」）を実施し、約450社から回答を得ました。本シンポジウムでは、前半の部で、この集計結果をもとに、質問ごとの集計結果、さらには業種や企業規模に応じた回答傾向や企業の意識の相違などに関して基調講演を行い、それに対して企業法務担当者や法学研究者がコメントを加えます。後半の部では、前半の部で得られた課題について、パネリスト（指定発言者含む）による討論を行います。加えて、ここでは、2004年調査以降コンプライアンスが充実してきたことをも踏まえて、コンプライアンスのいかなる部分がうまくいっており、いかなる部分がそうでないのか（課題）、その課題を法規制のあり方を含めてどのように解決していくか、といったこともあわせて討論します。

【趣旨】

早稲田大学COEプログラムでは、2004年10月にコンプライアンスに対する意識調査を実施しました。2008年以降は、早稲田大学グローバルCOE「成熟市民社会型企業法制の創造」の中の刑事法グループで新たに調査・研究プロジェクトを立ち上げ、研究活動を行っており、今回の調査は、その一環として行われたものです。本シンポジウムでは、2004年調査の結果との比較をも踏まえつつ、企業法務担当者と法学研究者の建設的な討論を通じて、わが国のコンプライアンス体制の「これまで」の変遷を回顧するとともに、「これから」のあるべき姿を探り、コンプライアンス論の未来を展望します。そして、2004年調査以来の社会および企業をとりまく状況の変化に対応し、企業の適正な活動を支援するためのより良い法システムの構築を目指します。

【プログラム】

開会の辞 司会 甲斐克則（早稲田大学教授）

挨拶 上村達男（早稲田大学教授・GCOE所長）

挨拶 田口守一（早稲田大学教授）

(1)基調報告 「アンケート調査分析結果」

甲斐克則（早稲田大学教授）

(2)コメント

島岡聖也（株式会社東芝 法務部長）

辰口 久（プリマハム株式会社 常務執行役員 第二管理本部長）

加藤ひとみ（高砂香料工業株式会社 法務・特許部長）

松澤 伸（早稲田大学教授・内閣府経済社会総合研究所研究員）

(3) 討論

(4)総括 田口守一（早稲田大学教授）

【主催】早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所

【協力】社団法人商事法務研究会

【参加方法】

参加費は無料です。事前申込みが必要です。定員150名。

定員になり次第締め切ります。当研究所Webページよりお申し込み下さい。

■2011年度第1回社会法研究会

【日時】2011年7月2日 14:00～18:00

【場所】早稲田キャンパス8号館3階303会議室

【報告者】黒田祥子（早稲田大学教育学部准教授）

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

編集・発行

早稲田大学グローバルCOEプログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax:03-5286-8222

メールアドレス: webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜（グローバルCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局）